有害廃棄物の情報伝達省令改正に関する FAQ

1 省令改正の意義

No.	質問	回答
1 - 1	化管法に定める第一種指定化学物質のみを義務付ける	廃棄物処理工程に関わる化学物質の混入による生活環
	こととなった理由は。	境保全上の支障の発生の未然防止のため、健康や環境に影
		響を与える可能性がある化学物質の工場等からの移動量
		等を把握・届出する PRTR 制度で、届出が義務付けられてい
		る事業者が把握している第一種指定化学物質の移動量等
		の情報を廃棄物処理業者に提供する制度的措置とした。

2 情報伝達の対象について

No.	質問	回答
2 - 1	本改正で新たに委託契約書における情報伝達が必要な	以下の2つを両方満たす場合は情報伝達義務の対象と
	のは、どのような場合か。	なる。
		① 化管法に定める第一種指定化学物質取扱事業者である
		こと
		② 化管法において、主務大臣あて移動量等を届出してい
		る第一種指定化学物質が排出する廃棄物に含有等して
		いること
2 - 2	第一種指定化学物質取扱事業者の判断基準を示してほ	化管法と同一であり、下記 HP を参考にされたい。
	LV.	PRTR 制度 対象事業者 (METI/経済産業省)

No.	質問	回答
2 - 3	化管法において第一種指定化学物質取扱事業者の判断	事業所ごとに、回答No.2-1で示した①②の事項に該当
	は事業所ごとにされるが、情報伝達義務がかかるか否かの	するか否かで、情報伝達義務がかかるか否か判断される。
	判断も事業所ごとにされるのか。	
2 - 4	化管法において届出していない第一種指定化学物質が	情報提供の義務はかからない。ただし、処理業者と協議
	廃棄物に含有等している場合でも、情報伝達義務がかかる	の上、当該物質が処理工程に影響を与えると考えられる場
	カゝ。	合は、情報提供が必要である。
2 - 5	化管法において届出している第一種指定化学物質が廃	情報提供の義務はかからない。
	棄物に含有等していない場合でも、情報提供義務がかかる	
	か。	
2 - 6	記載義務がかかる廃棄物について、第一種指定化学物質	量の閾値はない。
	の量または濃度の閾値はあるか。	また、第一種指定化学物質の濃度が重量で1%(特定第一
		種指定化学物質の場合 0.1%) 以上のものが、本改正に伴う
		情報伝達の義務がかかる。
2 - 7	第一種指定化学物質の濃度が重量で 1% (特定第一種指定	情報提供の義務はない。ただし、この濃度未満であって
	化学物質の場合 0.1%) 未満の廃棄物は、情報提供は不要か。	も、処理工程に影響を及ぼす場合は、情報伝達が必要であ
		る。
2 - 8	第一種指定化学物質の濃度が重量で1%(特定第一種指定	文献値や含有率等を用いた計算等により濃度を算出・推
	化学物質の場合 0.1%) 未満の廃棄物について、濃度の情報	定して情報提供することが考えられる。
	提供を処理業者から求められたらどうすればよいか。	

No.	質問	回答
2 - 9	PFOS 及び PFOA は、本改正においてどのような整理にな	PFOS 及び PFOA(PFOA の塩を含む)は化管法に定める第
	っているか。	一種指定化学物質に該当するため、移動量等の届出を行っ
		ている事業者は、本改正による情報伝達義務の対象とな
		る。
		「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意
		事項」において、処理業者は PFOS 等を含有する廃棄物を受
		入する前に、実証試験により PFOS 等が分解可能なことを
		事前に確認することを推奨している。このため、泡消火薬
		剤など PFOS 等を使っている可能性が高いものを処分委託
		する際には、PFOS 等の移動量等を届出していない場合でも
		情報提供いただきたい。
2 - 10	化管法において把握対象外とされている下記のものの	産業廃棄物であって、把握すべき第一種指定化学物質の
	うち、情報伝達の対象となるものはどれか。	濃度が重量で 1% (特定第一種指定化学物質の場合 0.1%) 以
	・固形物(粉状や粒状の物を除く)	上のものは、左記に掲げるものでも情報伝達義務がかか
	・密封された状態で使用するもの	る。
	・一般消費者用のもの	
	・再生資源(金属くず、空き缶等)	
2 - 11	化管法の届出において、「排出(大気)」のみで届出して	第一種指定化学物質を含む廃棄物が排出されていない
	いる場合は、情報伝達義務がかかるか。	と考えられるため、情報伝達義務はかからない。
2 - 12	第一種指定化学物質が増えたり減ったりした場合、その	本改正の対象となる第一種指定化学物質は化管法にお
	都度廃棄物処理法の省令も改正されるのか。	いて定められているため、廃棄物処理法の省令を改正しな
		くても、化管法の施行後自動的に義務付けられることとな
		る。

3 契約における対応について

No.	質問	回答
3 - 1	改正省令の施行後に自動更新がなされる契約の場合、ど	更新時に覚書を締結すること等により当該情報を伝達
	のように取り扱うべきか。	すること。
3 - 2	長期間の契約で、次回の更新が改正省令施行後から数年	経過措置の長さに関わらず、改正省令の施行後に契約が
	後といったような、経過措置が長い場合の対応はどのよう	更新されるまでは情報伝達義務はかからない。ただし、経
	にすればいいか。	過措置期間であっても、第一種指定化学物質が廃棄物に含
		有または付着している場合は、情報伝達するのが望まし
		V,
3 - 3	契約期間中に、新たに移動量等を把握すべき第一種指定	当該物質が含有等している廃棄物の処理委託契約につ
	化学物質が発生した場合、どのように取り扱うべきか。	いて、施行規則第八の四の二第七項の規定により、各契約
		で定めている契約有効期間中の情報変更に関する情報伝
		達方法に基づき対応されたい。
3 - 4	第一種指定化学取扱事業者でない事業者が該当するこ	第一種指定化学物質取扱事業者の該当性が判明した時
	ととなった場合、契約書における情報伝達義務がかかるタ	点である。例えば、下記が「第一種指定化学物質取扱事業
	イミングはいつになるか。	者の該当性が判明した時点」に該当する。
		・化管法に基づく移動量等の届出をした時点
		・第一種指定化学物質を 1t 以上処理委託した場合
		なお、「過年度の該当実績」「本年度の事業計画」「契約の
		時期」等を踏まえ、第一種指定化学物質取扱事業者に該当
		することが予見される場合には、該当性が判明する時点を
		待たず、あらかじめ第一種指定化学物質に係る情報伝達を
		行うのが望ましい。

No.	質問	回答
3 - 5	経過措置期間中に、単価改定等に伴い覚書を締結した場	覚書に法的拘束力があれば、契約更新と見なされる。例
	合、契約更新と見なされ締結日から改正省令の適用を受け	えば、単価改定であれば法的拘束力を持たせる意図で覚書
	るか。	を締結するものと考えられるから、原則、覚書の締結を契
		約更新と見なされる。
3 - 6	省令改正を受けて罰則も強化されるのか。	処分委託基準は、廃棄物処理法法第12条第6項、施行令
		第6条の2第4号 (処分等の委託の基準)、施行規則第8条
		の4の2 (委託契約に含まれるべき事項)) で規定されてい
		る。
		本項に違反した場合、廃棄物処理法第 26 条に基づき、
		【三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金又は併
		科】が適用される可能性がある。省令改正に伴う罰則の強
		化は行っておらず、従前のままである。
3 - 7	どのような場合に罰則が適用されることになるのか。	罰則が適用される可能性のある具体例としては、廃棄物
		処理事業者から排出事業者に対して、適正処理に必要な廃
		棄物の情報が提供されず、これを原因として環境保全上の
		支障が発生した場合が想定される。罰則適用の該否は自治
		体により判断される。
3 – 8	WDS の契約書における位置づけはどのようになっている	WDS は委託契約書に添付する廃棄物情報提供の様式であ
	のか。	る。WDS が契約書の一部として取り扱われる場合は、公式
		な文書の扱いになる。
3 - 9	契約書で情報伝達する方法として、「別途、WDS データシ	契約書には、「別途、WDS データシートに基づく」と記載し
	ートに基づく」としてよいか。	て差し支えない。

No.	質問	回答
3 - 10	現在有効な契約で、当該契約において処理を委託してい	経過措置により、令和8年1月1日以降の更新日まで
	る廃棄物に、情報伝達義務がかかる第一種指定化学物質が	は、現在の契約が有効である。
	含まれている場合は、経過措置により、令和8年1月1日	
	以降の次回の契約更新まで、現在の契約が有効と解してよ	
	しいか。	
3-11	明らかに第一種指定化学物質を含有しない廃棄物につ	第一種指定化学物質を含まない廃棄物については、契約
	いては、契約書や覚書で「含有なし」等と追記しなければ	書や覚書等への追記は不要である。
	いけないのか。	
3 - 12	収集運搬の委託契約においても情報伝達が必要か。	収集運搬の委託契約も、情報伝達の義務がかかる。

<u>4 WDSガイドラインについて</u>

番号	質問	回答
4 - 1	改正省令の施行後は、ガイドライン第3版に示すWDS	新版のWDS様式を使用することは必須ではなく、従来
	様式を使用する必要があるか。	使用しているデータシートが、必要な情報項目を満たして
		いる場合には、継続的にそのシートを使用して差し支えな
		V,
4 - 2	第一種指定化学物質の濃度計算方法についてはどのよ	PRTRマニュアルを参考にされたい。下記による濃度
	うにすればよいか。	算出方法も考えられる。精度をどこまで求めるかは当事者
		間で十分に相談されたい。
		実測
		・原材料、資材等に含まれる対象物質の含有率を使用
		・類似施設での文献値
		・廃棄物発生工程毎の経験値

番号	質問	回答
4 - 3	パブリックコメントにおいて、濃度の記載は「原則2桁」	SDSに倣い原則有効数字を2桁としているが、様々な
	とされているが、どのように捉えればよいか。	ケースが考えられることからガイドラインでは有効数字
		の規定は設けないこととした。
		測定精度をどこまで求めるかは当事者間で十分に相談
		されたい。
4 - 4	第一種指定化学物質の濃度の記載は幅を持たせてもよ	幅を持たせて濃度を記載してもよい。幅の持たせ方に規
	いか。また、幅の持たせ方に規定はあるか。	定はなく、排出事業者と処理業者で十分に相談されたい。
4 - 5	化管法で「石綿」を届出している事業所が、石綿含有廃	「5 廃棄物の種類」欄の「石綿含有廃棄物」にチェッ
	棄物を排出する際は、どのようにWDSを記載すればよい	クを入れるとともに、「7 廃棄物の組成、成分情報」の欄
	か。	に含有量又は濃度を記載すること。
4 - 6	守秘義務があり処理業者へ開示できない情報について	WDSの全項目を記載する必要はなく、守秘義務により
	も、WDSに記載しなければならないのか。	発生工程が記載できなくとも、その他の項目で処理に必要
		な情報が伝達できればよい。
4 - 7	第一種指定化学物質の量・濃度の記載について、SDS に	実際に廃棄物に含まれる量と SDS に記載されている含有
	記載の含有量の情報をもとに記載して差し支えないか。	量が大きく乖離していないと考えられるのであれば、処理
		業者と協議の上 SDS に記載の含有量を記載して差し支えな
		V v₀
4 - 8	「4 発生工程」の欄のみではフロー図が記載しにくい	「工程図添付」の欄にチェックを入れ、別紙でフロー図
	ため、「別紙参照」としてフロー図を別紙に記載しても差し	を記載して差し支えない。
	支えないか。	

番号	質問	回答
4 - 9	容器やウエス、土砂などに少量付着している場合など、	廃棄物に含有等している第一種指定化学物質の濃度が
	その量を特定するのが困難な場合はどのようにすればよ	1%(特定第一種指定化学物質の場合は0.1%)未満の場合は、
	しいか。	改正施行規則第八条の四の二第六号へに掲げる事項の情
		報伝達義務はかからない。
		WDS の記載に当たっては、不明な情報には「不明」と記
		載しても、処理過程において有益な情報であることがある
		ため、提供する情報の項目・内容は、処理業者と十分協議
		の上決定し記載をしていただきたい。